

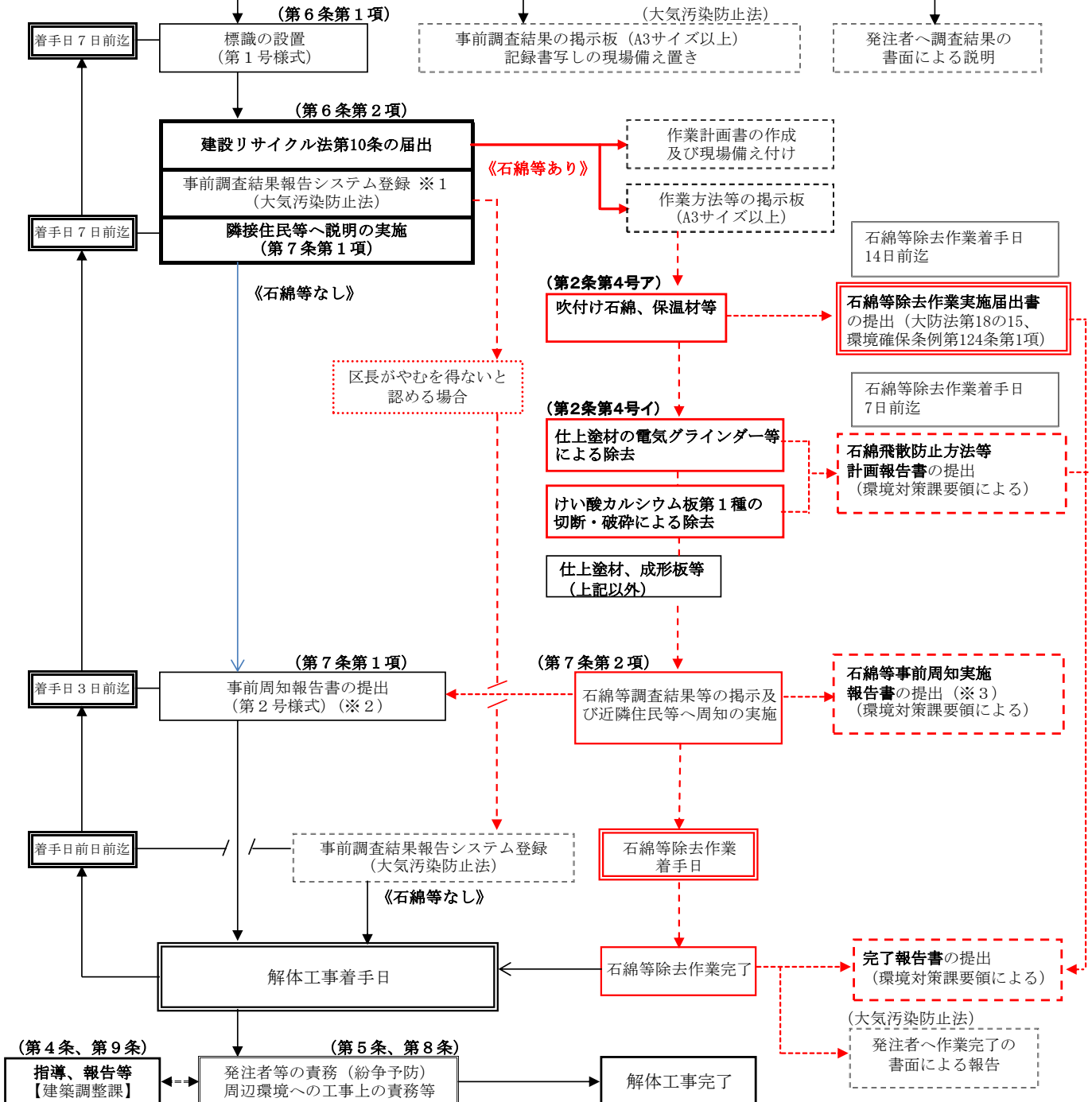
大田区建築物の解体工事計画の事前周知と紛争予防に関する要綱 フロー図

《対象となる建築物の規模》

第2条第2号	一部又は全部を解体する部分の床面積の合計が80㎡以上のもの
第3条第1号	3階以上、地下階あり、床面積の合計が500㎡以上のもの
第3条第2号	前号に該当しないもの

(大気汚染防止法第18条の15第1項)

石綿等の事前調査



※1 電子申請が困難な場合、事前調査結果報告書は建設リサイクル法届出と共に建築調整課建築相談担当へ提出する。

※2 第3条第2号に規定する建築物は事前周知報告書の提出を省略できる。
ただし、第2条第4号アに定める吹付け石綿等が確認された場合を除く。

※3 石綿等除去作業実施届出書及び石綿飛散防止方法等計画報告書を提出する工事における石綿等事前周知実施報告書は、
※2により建築調整課建築相談担当へ提出を要しない場合、環境対策課の定める要領（大田区特定粉じん排出等
作業事務取扱要領）により環境対策課環境調査指導担当へ提出する。